

# 指定居宅介護支援重要事項説明書

## 1 一般財団法人黎明郷 介護老人保健施設つがるの概要

### (1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	一般財団法人黎明郷 介護老人保健施設つがる
所在地	青森県平川市碓ヶ関湯向川添 30 番地
電話番号	0 1 7 2 - 4 5 - 3 5 2 5
F A X 番号	0 1 7 2 - 4 5 - 9 5 5 0
事業所番号	指定事業所番号 0 2 5 2 3 8 0 0 4 3
サービスを提供できる地域※	平川市碓ヶ関地区、大鱈町、弘前市石川地区

※上記地域外にお住まいの方でもご希望の方は御相談下さい。

### (2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	合 計	業務内容
管理者 (介護支援専門員と兼務)	介護支援 専門員	2名	—	2名	従業者及び業務の管理 居宅サービス計画の作成

### (3) サービスの提供時間

①営業日：月曜日～金曜日。ただし、国民の祝日・休日、12月29日～1月3日までを除く。

②時 間：8：30～17：15

## 2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

①指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

②指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

③事業の実施に当たっては、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

- ②当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料などの情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。また、利用者又はその家族から情報の開示を求められた場合にはその都度、速やかに応じます。
- ③利用者又は家族が居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。
- ④提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥利用者の居宅への訪問頻度の目安については、利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも月に1回訪問させていただき、利用者の状態把握に努め、モニタリングを実施します。また、利用者又は家族からの依頼や業務遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。ただし、やむを得ない理由に該当すると判断した場合には、利用者の状況を把握する手段として電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録させていただくことにより、基準上のモニタリングを実施した取扱いとさせていただきます。尚、オンラインモニタリングを行う際には、文書より同意を得た上で、具体的な実施方法を説明し、同意を得た場合においては、居宅訪問頻度を2月に1回とさせていただきます。
- ⑦福祉用具が必要な場合において、利用者又は家族へ対して福祉用具貸与・販売を説明し、選択していただきます。また、福祉用具貸与が必要な場合には、少なくとも6月に1回、福祉用具事業所担当者よりモニタリングを受け、その継続の必要性を検討させていただきます。
- ⑧適切な給付管理を行います。
- ⑨要介護認定申請に対する協力や援助を行います。
- ⑩その他、居宅サービス計画作成に必要な支援を行います。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員への研修の実施	年1回以上
その他	

3 利用料金

居宅介護支援費、各種加算（初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、通院時情報連携加算等）については介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

#### 4 サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

##### (2) サービスの終了

###### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

###### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、おおむね1か月前までにはご相談させていただき、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

###### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合  
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者が亡くなられた場合

###### ④その他

- ・利用者やご家族などが当事業者や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

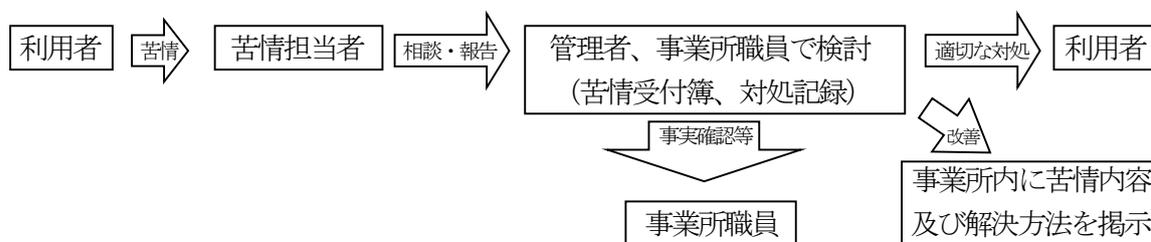
#### 5 サービス内容に関する苦情

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及び家族から相談・苦情を受けるための窓口を設置し、下記の通りとします。

##### ①当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 佐々木 香織里  
電話 0172-45-3525  
FAX 0172-45-9550  
受付日及び受付時間 サービス提供時間内

##### ②苦情処理フロー



##### ③その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情相談を伝えることができます。

## 6 緊急時の対応

訪問中に容体の変化等緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医、救急隊、ご家族へ連絡を取る等必要な措置を講じます。

主治医	氏名		電話番号	
	連絡先			
ご家族	氏名		電話番号	
	連絡先			

## 7 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。

尚、利用者に対して当事業所の居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 8 虐待の防止及び身体拘束について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、同法人・事業所の委員会へ参加し、必要な検討や措置を講じ、対応します。必要に応じて、市町村や関係機関と連携します。また、成年後見制度の利用の支援や、職員に対する虐待や身体拘束防止を啓発・普及するための研修へ参加しています。

1 0 感染症及び自然災害に係る業務継続計画を策定し、研修や初動訓練の実施は同法人・事業所と連携して行い、また感染症及び自然災害発生の際には、迅速な行動ができるよう、業務継続計画に基づき、同法人・事業所内の役割分担の確認、実践する研修や演習等を定期的実施し、適切な対応や整備をしていきます。

1 1 職場におけるパワーハラスメント、利用者又は家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮や被害防止のための取組み（マニュアル・研修の実施等）を行い、迷惑行為の防止対策を講じ、体制を整備します。

### 1 2 秘密の保持について

(1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

- (2) 当事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。